

ID: 1319

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	中心市街地の活性化に関する法律 第29条第1項		
法令番号	平成10年法律第92号		
【基準】 法第29条第1項の規定による。 (計画の認定の取消し) 第29条 市町村長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消すことができる。 (1) 前条の規定による命令に違反したとき。 (2) 不正な手段により計画の認定を受けたとき。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日